

令 03 原機（科バ） 005

令和 3 年 5 月 24 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児 玉 敏 雄

（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その 6）の取下げ願

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 11 月 29 日付け 30 原機（科バ） 015 をもって申請（令和元年 6 月 19 日付け令 01 原機（科バ） 005、令和 2 年 5 月 28 日付け令 02 原機（科バ） 004 で一部補正）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その 6）について、下記の理由により取り下げることといたします。

記

取り下げる理由

新規制基準対応の 1 つとして申請を行っていたが、設計及び工事の方法の認可申請に係る分割申請の内容を合理化するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その 6）を取り下げる。